

雄武町移住宅地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、雄武町移住宅地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例（平成23年雄武町条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(区画及びその位置)

第2条 条例第2条第2項に規定する貸付け及び譲渡する土地の区画及びその位置は、別表に定めるところによる。

(貸付け及び譲渡の対象者の除外)

第3条 条例第4条第1項で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 条例第4条第2項により譲渡等対象者とみなす者を除き、申込書の提出時において、その前1年以内に雄武町内に居住していた者
- (2) 譲渡等対象者又は譲渡等対象者の二親等以内の親族が都市計画区域内に譲渡等対象者の住宅を建築し得る宅地を所有する者

(申込書)

第4条 条例第5条第1項の規定による申込書の提出は、雄武町移住宅地の無償貸付及び無償譲渡申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住宅建築計画書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 住民票の謄本
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(譲渡等候補者の決定通知)

第5条 町長は、条例第5条第2項の規定により譲渡等候補者を選定したときは、雄武町移住宅地の譲渡等候補者決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(住宅の要件)

第6条 条例第7条第1項第1号の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 床面積60平方メートル以上の専用住宅であること。
- (2) 併用住宅は、住宅部分が60平方メートル以上であること。
- (3) 仮設用ユニットハウスなど簡易な仕様・構造の住宅でないこと。

(無償譲渡の申請)

第7条 条例第9条に規定する申請は、雄武町移住宅地の無償譲渡申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の謄本
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定に基づき交付を受けた検査済証の写し
- (3) 家屋の登記簿謄本

(転居の範囲)

第8条 条例第10条第1号における転居は、病気療養等により長期入院を必要とするなど、やむを得ない事情がある場合を除き、次に掲げるとおりとする。

(1) 主たる住居を、譲渡を受けた土地に建築した住宅（以下「住宅」という。）から他の住宅に移すこと。

(2) 住宅に居住する期間について年間に概ね9月以下が常態化しているとき。

(違約金の額)

第9条 条例第11条第1項に規定する違約金の額は、無償譲渡した土地1平方メートルにつき3,000円とする。

(不測の事態の範囲)

第10条 条例第11条第2項における不測の事態は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死別等により単身での生活が困難な場合
- (2) 介護等が必要となり住宅での生活が困難な場合
- (3) 住宅が被災し、居住できない場合
- (4) その他前3号に類似する事由がある場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

	位 置	地 目	面 積 (㎡)
移住宅地	雄武町字雄武82番3	宅 地	382.61
	雄武町字雄武82番4	宅 地	382.31
	雄武町字雄武1055番4	宅 地	351.36
	雄武町字雄武1055番5	宅 地	351.36
	雄武町字雄武1108番2	宅 地	462.50

様式第1号(第4条関係)

雄武町移住宅地の無償貸付及び無償譲渡申込書

年 月 日

雄武町長 様

住所
氏名 印

雄武町の移住宅地について、無償貸付及び無償譲渡を受けたく関係書類を添えて申し込みます。

連絡先電話番号	自 宅 電 話	— —		
	携 帯 電 話	— —		
自営又は勤務先 (現役・退職)	名称(会社名等)			
	住 所			
	電 話 番 号	— —		
現在、同居している家族 (住民票謄本を添付)	氏 名	年齢	続 柄	
雄武町に移住する家族	氏 名	年齢	続 柄	
移 住 す る 時 期	年 月頃を予定			

注) 「自営又は勤務先」については、現役・退職の別を選定のうえ、退職している場合には最終の勤務先等を記載ください。

<p>雄武町に移住する理由</p>	<p>(動機・目的など自由記載)</p>		
<p>移住後にやりたいこと</p>	<p>(具体的に)</p>		
<p>主な生活収入源</p>	<p>(〇〇年金など具体的に)</p>		
<p>移住に関しての心配ごと</p>			
<p>雄武町内に住んでいる親族</p>	<p>氏 名</p>	<p>住 所</p>	<p>続 柄</p>
<p>雄武町以外に移住先を考 えている市町村名</p>			

様式第2号(第4条関係)

住宅建築計画書

住宅の仕様	階層	<input type="checkbox"/> 平家建て <input type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> 3階建て	
	種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅(併用目的：)	
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()	
	床面積	m^2 (うち住宅部分 m^2)	
建築予算(概算)		万円	
資金計画	種類		金額(万円)
	① 預金		
	② 退職金 退職年月 年 月頃		
	③ 土地売却		
	④ 建物売却		
	⑤ 借入金		
	⑥ その他 ()		
建築予定業者		<input type="checkbox"/> 地元業者 <input type="checkbox"/> ハウスメーカー <input type="checkbox"/> その他(具体的に)	

様式第3号(第4条関係)

誓約書

1 私並びに同居しようとする者は、雄武町移住宅地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例(平成23年雄武町条例第5号。以下「条例」という。)第4条に規定する譲渡等対象者に相違ないことを誓約します。

2 私は、移住宅地の貸付け及び譲渡を受けるにあたり、条例に基づく次の事項を誠実に守ります。

区 分	項 目
条例第7条に規定する事項	貸付け及び譲渡に関する契約を締結後、その翌年の12月末日までに規則に定める要件を満たす住宅を建築します。
	貸付け及び譲渡に関する契約を締結後、申込書に記載した者が翌年の12月末日までに自己が建築した住宅で居住(住民登録を含む。)を開始します。
条例第10条に規定する制約	譲渡を受けた日から10年間は、譲渡を受けた土地に建築した住宅(以下「住宅」という。)から転居しません。
	譲渡を受けた日から10年間は、住宅又は譲渡を受けた土地の全部若しくは一部を第三者に貸し付け若しくは譲渡しません。
条例第11条に規定する事項	条例第10条に規定する制約に反したときは、規則に定める金額を違約金として指定された期日までに支払います。
条例第12条に規定する事項	条例第4条第3項の規定に該当したとき、又は再三にわたり著しく周辺住民に迷惑を及ぼす行為をしたときは、無償で当該土地を雄武町に返還し、速やかに、住宅を退去します。
条例第13条に規定する事項	雄武町や地域の規範を遵守するとともに、自治会などの地域の活動に協力します。

上記のとおり誓約いたします。

年 月 日

雄武町長

様

氏名

印

様式第4号(第5条関係)

雄武町移住宅地の譲渡等候補者決定通知書

年 月 日

様

雄武町長

雄武町移住宅地の譲渡等候補者の決定について

雄武町移住宅地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例第5条第2項に基づき、下記の土地を無償で提供する候補者として決定しましたのでお知らせします。

なお、譲渡等候補者は、同条例第6条により、遅滞なく、移住宅地の貸付け及び譲渡に関する契約を締結しなければならないと定められ、下記の契約締結期限を過ぎたときは、同条第2項の規定により候補者の決定が取り消しとなります。

よって、契約の締結期限までに必着するよう必要書類を添えて提出してください。

記

- 1 譲渡等候補者の氏名
- 2 譲渡等をする土地の所在
- 3 譲渡等をする土地の面積 m^2
- 4 契約の締結期限 年 月 日まで

様式第5号(第7条関係)

雄武町移住宅地の無償譲渡申請書

年 月 日

雄武町長

様

申請人住所

氏名

印

私は、 年 月 日をもって雄武町移住宅地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例第7条に規定する事項を履行したため、同条例第9条の規定により下記の土地の無償譲渡について関係書類を添えて申請します。

記

1 譲受人の氏名

2 無償譲渡の土地の所在

3 無償譲渡の土地の面積

m²